

国民健康保険事業の健全運営を目指して

国保条例を一部改正

ご理解とご協力を

年々増加する医療費等の支出により、国民健康保険事業の運営が極めて困難な状況となつたため、この立て直しを図るため検討が行われてきました。

市では、国民健康保険運営協議会からの答申をもとに、同事業の健全運営を目指して

国民健康保険条例の一部改正案を市議会に提出し、原案どおり可決されました。

今月は、主な改正点をお知らせします。

国民健康保険事業の健全な運営のために、ご理解とご協力をお願ひします。

◆賦課限度額引き上げ

賦課限度額とは、保険料の最高限度額を規定したもので、この限度額が三十五万円から三十九万円に引き上げられました。

◆助産費支給額引き上げ

国民健康保険加入者が出産した場合に支給される助産費が十万円から十三万円に引き上げられました。

◆保険料の算出方法を改正

特に変わったのは所得割の計算方法で、今まで市民税額をもとに計算（所得割方式）

していましたが、これからは前年の所得金額をもとに計算する、ただし書方式にあらためられたことです。

この方式は、全国的にもほとんどの市町村で採用されており、県内では日光だけが所得割方式でした。今度の改正によって県内全市町村がただし書方式になります。

率及び金額については、加入者全體の昭和六十一年中の所得額が確定したあと決定することになっています。

次の計算方法にある率及び金額は「予想数値」ですのであらかじめご了承ください。

なお、計算方式などで不明な点や改正の詳しいことは保健衛生課（五四一一一一内線二四四）へお問い合わせください。



◎改正前の計算（所得割方式）

①所得割額	市民税額の $\frac{215}{100}$	\rightarrow $(\text{前年の所得金額} - \text{基礎控除 } 28\text{万円} - \text{最高 } 2\text{万円控除}) \times \frac{5.5}{100}$
②資産割額	固定資産税額の $\frac{70}{100}$	\rightarrow 固定資産税額の $\frac{70}{100}$ (改正前と同じ)
③均等割額	被保険者数 $\times 6,000\text{円}$	\rightarrow 被保険者数 $\times 8,400\text{円}$
④平等割額	1世帯当たり $11,400\text{円}$	\rightarrow 1世帯当たり $13,200\text{円}$
①+②+③+④=保険料年額		

[計算例]

世帯の年間所得額（給与収入）200万円、固定資産税額3万円、社会保険料30万円、被保険者数3人の場合

[改正前]

[改正後]

	基礎額	料率	算定額	基礎額	料率	算定額
所得割額	市民税額 33,500円	$\frac{215}{100}$	72,020円	※ 1,700,000円	$\frac{5.5}{100}$	93,500円
資産割額	固定資産税額 30,000円	$\frac{70}{100}$	21,000円	30,000円	$\frac{70}{100}$	21,000円
均等割額	3人	$6,000\text{円}$	18,000円	3人	$8,400\text{円}$	25,200円
平等割額	1世帯当たり		11,400円	1世帯当たり		13,200円
計			122,420円	計		152,900円

※印の基礎額は、所得額 2,000,000円 - 基礎控除 280,000円 - 給与収入者控除 20,000円 = 1,700,000円